

札幌市健康づくり推進協議会規則を次のように制定する。

平成 26 年 10 月 6 日

札幌市長 上田 文雄

札幌市規則第 60 号

### 札幌市健康づくり推進協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、札幌市附属機関設置条例（平成 26 年条例第 43 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、札幌市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 4 条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会)

第5条 条例第6条第1項の規定により、協議会に札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会（以下「札幌部会」という。）を置く。

- 2 札幌部会は、協議会の委員及び臨時委員のうちから会長が指名した者をもって組織する。
- 3 札幌部会に札幌部会長を置き、会長がこれを兼務する。
- 4 札幌部会長は、札幌部会を代表し、札幌部会の事務を総理する。
- 5 札幌部会長に事故があるとき、又は札幌部会長が欠けたときは、札幌部会の委員のうちからあらかじめ札幌部会長の指名する者がその職務を代理する。
- 6 前2条の規定は、札幌部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「札幌部会」と、第3条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「札幌部会長」と読み替えるものとする。

(その他の部会)

第6条 条例第6条第1項の規定により必要に応じて設置する部会（札幌部会を除く。以下同じ。）は、協議会の委員及び臨時委員のうちから会長が指名した者をもって組織する。

- 2 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 部会長及び副部会長共に事故があるとき、又は欠けたときは、当該部会の委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。
- 6 第3条及び第4条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「部会（第6条第1項に規定する部会をいう。以下同じ。）」と、第3条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉局において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の協議会に相当する合議体の会長又は副会長である者は、それぞれこの規則の施行の日に協議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

3 前項の規定は、第5条第1項の規定による部会の委員の指名、同条第2項の規定による部会長及び副部会長の選任並びに第6条第2項の規定による札幌部会の委員の指名について準用する。

## 札幌市健康づくり推進協議会

### 札幌市附属機関設置条例

(附属機関の設置)

第2条 本市の執行機関等は、別表1の執行機関等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置するほか、担任する事務に応じ、それぞれ別表2の附属機関の欄に掲げる類型の附属機関を設置する。

#### 別表1

健康増進法第8条第2項に規定する健康増進計画その他本市の健康づくりに関する施策についての審議に関すること。

札幌市健康づくり推進協議会要綱 第2条第1項

札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」  
の策定・推進・評価等を行う

# 札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会要領

平成 19 年 8 月 16 日制定

平成 21 年 12 月 7 日一部改定(平成 21 年 11 月 18 日から適用)

平成 26 年 7 月 1 日一部改正

平成 27 年 1 月 6 日一部改正

## 1 趣旨

この要領は、札幌市健康づくり推進協議会要綱第 4 条の規定に基づき、札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会（以下「札幌部会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 目的

市民の生命や健康を脅かす主要な疾患となっている生活習慣病（がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等）を予防するために、個々人の主体的な健康づくりの取組に加え、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による継続した健康管理を支援することが必要である。

地域保健と職域保健の連携（以下「地域・職域連携」という。）により、健康づくりのための健康情報の共有、保健事業の共同実施及び健康づくりに関する社会資源の相互活用を行い、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備し、並びに生活習慣病予防対策を推進するため、札幌部会を設置する。

## 3 活動内容

### (1) 会議の開催

札幌部会の会議は、札幌市健康づくり推進協議会と同時に開催する。ただし、必要に応じて、札幌市健康づくり推進協議会とは別途開催することができる。

### (2) 情報の提供

ア 地域保健及び職域保健双方の保健事業の情報共有により、保健事業の相互活用を推進する。

イ 保健事業に関する普及啓発活動を推進する。

### (3) 課題の検討

地域・職域連携により、地域特性を踏まえた健康課題について検討する。

### (4) 保健活動

ア 健康管理体制が十分ではないと考えられる小規模事業所等に対する、健康教育・健康相談等の実施方法を検討し、地域保健と連携した保健事業を推進する。

イ 慢性疾患等の健康問題を抱える人に対する地域・職域連携による保健指導を推進する。

ウ 退職等によって職域保健から地域保健に移行する人に対する継続的な

健康管理を推進する。

エ その他、特定健康診査及び特定保健指導の実施向上に向けた取組の推進等を行う。

(5) その他、地域・職域連携に必要な事業の推進

#### 4 委員等

札幌部会の委員は、原則として、次の各号に掲げる関係機関に属する者のうちから指名する。

(1) 保健医療関係機関

札幌市医師会、札幌歯科医師会、札幌薬剤師会、北海道看護協会、北海道栄養士会札幌石狩支部

(2) 保険関係機関

北海道国民健康保険団体連合会、健康保険組合連合会北海道連合会

(3) 職域保健関係機関

北海道労働保健管理協会、札幌青年会議所、連合北海道札幌地区連合会、札幌商工会議所

札幌地域産業保健センター

(4) 市民関係団体

札幌市食生活改善推進員協議会

# 地域・職域連携推進事業の開始の背景

＜青壮年層を対象にした保健事業＞

健康増進法や労働安全衛生法、健康保険法に基づき行われているが、根拠法令によって目的や対象者、実施主体、事業内容がそれぞれ異なる（制度間のつながりなし）。

そのため、

- 地域全体の健康状況が把握できない
- 退職後の保健指導ができない

などの問題が発生



地域保健と職域保健が**連携**し、  
健康情報と健康づくりのための保健事業を共有

## 札幌圏域地域・職域連携推進連絡会について

目的：地域保健と職域保健が連携して、  
保健事業を共有する

